

■文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定)

美術館、博物館、図書館等が、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用され、地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーション、感性教育、地域ブランドづくりの場としてその機能・役割を十分に発揮

■経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)

文化芸術立国を目指し、地方公共団体や民間団体等、文化芸術の振興に取り組む様々な主体との適切な連携の下、観光等他の分野との協働や産業振興等の視点も踏まえつつ、「日本遺産(Japan Heritage)」など魅力ある日本文化の発信、子どもの文化芸術体験機会の確保、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成、文化財の保存・活用・継承等に取り組む。

■日本再興戦略 改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

- ・全国の美術館、博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において多言語対応を進める
- ・美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等における多言語対応について、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に従って、全国各地で多言語対応を改善・強化するとともに、高精度測位技術等ICTを活用した多言語による情報提供、ナビゲーションの高度化を推進する。

事業目的

美術館・歴史博物館が地域に存する文化財の公開促進や学芸員等の人材育成、及び訪日外国人向けの多言語化対応など、美術館・歴史博物館が従来持つ基盤を活用・強化する取組を支援することによって、美術館・歴史博物館が地域文化の核として地域文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを旨とする。

事業内容

1 地域文化の振興と国際発信

- ①地域に存する文化財の活用 【80百万円】
- 1 地域に存する文化財の総合把握、情報連携
 - 2 地域に存する文化財を活用するためのコミュニティー形成等
- ②多言語化による国際発信 【300百万円】
- 先進的な取組みへの支援によるモデルケースの抽出
- ・外国語による展示解説や館内案内板表示の充実・強化
 - ・インターネットを活用した情報発信の充実・強化
 - ・外国語対応可能な人材の確保等

2 地域と共働した創造活動の支援 【521百万円】

地域へのアウトリーチ活動、ボランティア交流、学芸員等の招へい・派遣、障害者の芸術活動支援、子供を対象とした取組等を支援

3 美術館・歴史博物館重点分野の推進支援 【400百万円】

我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、美術館・歴史博物館に関わる緊急的かつ重点的な分野等の取組を支援



アートフェスティバルにおける
対話プログラム



大学との連携による展示解説プログラム

※平成27年度事業の募集は終了しました。

■補助事業者

美術館・歴史博物館を中心とした実行委員会

■補助金額

予算の範囲内において定額